

様式第4号（第11条関係）

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

（催しを主催する者） 殿

ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
消防長 印

ひたちなか・東海広域事務組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

（教示）

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ひたちなか・東海広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、ひたちなか・東海広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟においてひたちなか・東海広域事務組合を代表する者は、ひたちなか・東海広域事務組合管理者となります。）。

なお、この処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、ひたちなか・東海広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。